

人事コンサルティング契約書

(以下甲と称す)とアビリティスタッフ株式会社(以下乙と称す)は、甲が乙に委託する人材紹介に関する業務に関して、以下の通り合意に達したので基本契約を締結する。

第1条(本件業務の内容)

本件業務とは、乙が、甲の要請に基づき、甲の会社経営上必要な経営幹部および社員採用に関し、採用支援コンサルティングサービスを提供することを言う。その主な内容は、人材の発掘、選抜、紹介等に関するコンサルティングとする。

第2条(コンサルティング料)

1. 甲は、乙が紹介した候補者の採用を決定した場合、本件業務の対価として、かかる採用者の入社後翌月末日までに、雇用契約理論年俸(月額給与の12ヶ月相当分及び想定(または昨年実績)賞与等全ての合計額)の30%に相当する採用支援コンサルティングサービス料を乙の指定する下記銀行口座に支払うものとする。

記

銀行口座：みずほ銀行 稲荷町支店

普通 2013121

アビリティスタッフ株式会社

2. 前項の採用支援コンサルティングサービス料には、消費税は含まれないものとし、甲は乙に別途消費税相当額を支払うものとする。
3. 甲は、乙に対し採用支援コンサルティングサービス料の請求資料として、乙が紹介した採用者に提示する雇用契約書等の写しを、遅滞なく乙に提供するものとする。

第3条(コンサルティング料の返還)

乙は、前条の採用者が、入社後その採用者の責に帰すべき事由により退職した場合には、受領した採用支援コンサルティングサービス料を下記の条件にて甲に返還するものとする。

1. 入社後1ヶ月以内に退社した場合は、受領したサービス料の50%の返還
2. 入社後1ヶ月を超え3ヶ月以内に退社した場合は、サービス料の30%の返還

第4条(機密保持)

1. 甲は、乙に委託する業務遂行に必要な書類や資料を、その責任において乙に提供する。乙は、本契約の業務遂行上知り得た甲の業務上の機密および甲の不利益となる

事項について、第三者に漏洩してはならない。

2. 甲は、乙から紹介された求職者の個人情報について適正に管理するための措置を講じるものとする。

第5条(契約期間)

本契約の有効期間は1ヵ年とする。但し、有効期間満了の1ヶ月前までに甲または乙より更新拒絶の申し入れがない限り、1年間自動延長するものとし、以後も同様とする。

第6条(協議)

本契約に定めなき条項、ならびに本契約の事項に疑義を生じた場合は、その都度、甲乙両者が誠意を持って協議し決定するものとする。

以上契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各1通保有するものとする。

西暦年月日

(甲)

(乙)

東京都渋谷区道玄坂1-15-3
プリメーラ道玄坂208
アビリティスタッフ株式会社
厚生労働大臣許可 13-y-050175
代表取締役 梶田 政宏

以下 余白